

# 申請内容の変更について

保育所申込み中・利用中に次のような変更が生じた場合には、届出が必要です。  
お早めにお知らせいただき、申告忘れがないようご注意ください。

## ☆保育を必要とする要件

### ・退職した場合

（ 就労 → 求職活動へ変更  
就労 → 疾病へ変更  
就労 → 妊娠出産へ変更  
など

- ・保育を必要とする要件に該当しなくなる場合

## ☆就労内容

### ・就労先の変更

退職日と雇用開始日の間が空く場合は退職した時点でお知らせください。

### ・就労時間の変更

### ・産休・育休取得

### ・雇用契約を更新したとき

## ☆世帯構成

- ・祖父母同居 ⇔ 別居
- ・結婚、再婚した時
- ・離婚した時

## ☆住所

- ・市内転居
- ・市外転出 ※原則退所

※その他、申込時と状況が変更になる場合は、事前にご相談ください。

申告漏れがあった場合、退所になることがあります。

届出先：保育所、こども保育課（0834）22-8455